

個別接種促進のための支援についてのQ&A

令和3年11月30日

No	支援策	質問	回答
1	共通	交付の内容を教えてください。	<p>支援策は下記の3つとなります。</p> <p>※現行の接種費用の原則2,070円/回とは別途で交付。</p> <p>【支援策①】 診療所における接種回数の底上げを図るため、以下を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 週100回以上の接種を7月末まで、8月1日から10月2日、10月3日から12月4日、12月5日から翌年2月5日、2月6日から3月31日のそれぞれの期間に4週間以上行う場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円 ・ 週150回以上の接種を7月末まで、8月1日から10月2日、10月3日から12月4日、12月5日から翌年2月5日、2月6日から3月31日のそれぞれの期間に4週間以上行う場合には、週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円 <p>【支援策②】</p> <p>医療機関（診療所・病院）が50回以上/日の接種がある場合に、1日当たり定額で10万円を交付する。なお、診療所は、1. の要件を満たさない週に属する日に限る。（同一日に1. と2. の支援の重複は不可）</p> <p>【支援策③】</p> <p>病院が、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、7月末まで、8月1日から10月2日、10月3日から12月4日、12月5日から翌年2月5日、2月6日から3月31日のそれぞれの期間に4週間以上ある場合には、集団接種会場と同様の扱いとし、2. に加えて、以下の支援単価による所要額を病院に追加で交付する。</p> <p>医師 1人1時間当たり7,550円 看護師等 1人1時間当たり2,760円</p>
2	共通	どのように申請したらよいでしょうか。	県から医療機関へ直接交付します。請求書（様式3）及び実績報告書（様式2）、通帳のコピーを県に提出してもらいます。
3	共通	対象期間が「5月10日の週から」と記載があるが、週の考え方は日曜日から土曜日までのため、5月9日から7月31日までが対象期間でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
4	共通	集団接種は対象となりますか。	個別接種のみが対象となります。
5	共通	巡回接種は対象となりますか。	個別接種であれば巡回接種も対象となります。
6	共通	接種回数には、高齢者接種だけでなく医療従事者の接種回数も含めてよいでしょうか。	個別接種が補助対象となり、高齢者向けのワクチン接種でなくても対象となり得ます。
7	共通	予診のみとなった場合は接種を行っていないため、回数にカウントすることはできないと考えてよろしいでしょうか。	予診のみは1カウントに含まれません。
8	①	実績が週100（150）回未満であっても、予約枠が週100（150）回を超えていれば支援は受けられるのか。	接種回数の実績に対する交付となりますので、予約枠は関係ありません。
9	①	週100（150）回の接種を7月末までに4週間以上とあるが、連続している必要はあるでしょうか。	連続している必要はありませんが、週100（150）回を下回る週は当該措置は適用されません。

個別接種促進のための支援についてのQ&A

令和3年11月30日

No	支援策	質問	回答
10	①	週150回を4週間、さらに翌週から週100回を4週間と接種を行ったケースのように同一週を重複しない場合は、それぞれの接種回数当たりの金額を上乗せできるのか。	ご認識のとおり、お示しのケースはいずれも要件を満たします。
11	①	週150回を4週間、週100回を4週間と接種を行ったときに、同一週が重複している場合は、それぞれの接種回数当たりの金額を上乗せできるのか。	同一の週を週100回以上及び週150回以上として重複しません。
12	①、②	支援策①と②で重複して交付を受けることは可能でしょうか。	支援策①の対象は診療所、支援策②の対象は診療所と病院になります。病院は重複することはできませんが、診療所については、支援策①の要件を満たさない週に属する日に限り支援策②の対象となります。
13	③	支援策③は診療所にも適用されるでしょうか。	診療所は対象となりません。病院が特別な接種体制を確保し、要件を満たした場合に加算されます。
14	③	1時間あたりと記載がありますが、準備や後始末の時間も含まれると考えてよろしいでしょうか。	ワクチン接種のための準備に専念している時間内で、準備・後始末を行った者の実働時間については対象となります。
15	③	1時間当たりの考え方は、休憩時間を除いた労働時間でしょうか。それとも休憩時間も含めた拘束時間でしょうか。	休憩時間は含めません。
16	③	病院が特別な接種体制を確保した場合の「看護師等」には事務職員も含まれますか。	事務職員も含まれます。
17	③	「病院が、特別な接種体制を確保した場合～」とあるが、特別な接種体制に以下のような例も含まれるでしょうか。 ①通常10人体制に対し、2名を接種専門として雇用等をした場合（全体は12名体制）。 ②通常10人体制に対し、2名を接種専門、残りの8名で通常診療をする場合（全体は10名体制）。 ③他院から派遣を受けた場合のみ。	通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であり、いずれも接種専門の特別な人員を確保しているのであれば対象となりますが、加算されるのはあくまで50人以上を接種した日に限ります。
18	共通	5月9日から翌年3月31日までの期間で4週間以上あれば対象となるのでしょうか。	5月9日から7月末まで、8月1日から10月2日、10月3日から12月4日、 12月5日から翌年2月5日、2月6日から3月31日 のそれぞれの期間で4週間以上ないと補助されません。
19	共通	職域接種は対象となりますか。	職域接種の接種実績について、以下の①から③の場合、本事業の支援対象となり、当該医療機関の個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せすることが可能です。 ①中小企業（中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種であり、かつ、被接種者が接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合。 ②文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種であり、かつ、被接種者が接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合。 ③大学の附属病院が当該大学内で職域接種を実施する場合。 ※医療機関が出張して実施する場合や企業内診療所が実施する場合は今回の支援の対象外です。